

# 石綿健康被害救済基金における費用負担に関する一考察

佐瀬寛展

キーワード：アスベスト、石綿健康被害救済基金、複合型ストック公害、汚染者負担原則、スーパーファンド法、拡大原因者負担原則、応責原則

## 1. 研究背景と目的

アスベストの甚大な健康被害に鑑み、アスベスト被害者を救済するため国は石綿健康被害救済制度を制定した。アスベスト被害者に支払われる救済金はこの制度の下に設立された石綿健康被害救済基金によってまかなわれる。この基金の90%以上がアスベストと必ずしも関係のなかった全国260万の労災適用事業主からの負担で成り立っている。本研究の目的は、過去の環境被害者に対する救済方法とその費用負担の仕方、そしてアスベストの特殊性を踏まえたうえで、石綿健康被害救済基金への費用負担の仕方が妥当なものなのかを、検証することである。

## 2. 考察と結果

日本はかつて民事責任に立脚し、「汚染者負担原則 (PPP : Polluter Pays Principle)」に則って加害者に被害者救済のための費用を負担させてきたという歴史を持っている。しかしアスベストによる健康被害は「複合型ストック公害」という特殊性を有しており、因果関係の解明が困難であるという問題を有する。ゆえに石綿健康被害救済基金への負担方法が汚染者負担でもなく、公的負担でもないものになっている。しかし過去のストック公害に伴う費用負担の事例においても汚染者の範囲を拡大してPPPが援用されていることがわかった。その「PPPの拡張」は「応責原則」によって根拠付けることができる。

## 3. 結論

アスベストによる健康被害は「複合型ストック公害」という特殊性を有しているが、その被害者救済のために徴収される基金においてもPPPが援用されるべきである。現行の費用負担のままであると健康被害を引き起こした原因構造に加担したにもかかわらず、被害者救済のための費用を負担しないで済むという先例を作ってしまう。そこで原因構造に加担した主体にまず費用負担させるべきである。

その際に「関与の仕方」を考慮に入れて費用負担させるべきである。健康被害を引き起こした原因構造に「積極的に」関与した大手アスベスト製造業者には多く負担させ、「消極的に」関与した港湾運送業者、零細アスベスト製造業者、貨物自動車運送業者などの主体からはそれよりも少なめに負担させるべきではないだろうか。